

自ら避難することが困難な方へ

「避難行動要支援者制度」 及び「個別避難計画作成」 のご案内

～災害時にスムーズに避難支援を
受けられるようにしましょう～



市では、災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助けを目的として、本事業を実施しています。

しかし、災害時に、自ら避難することが困難な方全員を、消防や警察、自衛隊等が避難誘導することはできません。

そのため、ご家族やご近所さんなど一緒に避難してくれる方や避難する方法（個別避難計画）をあらかじめ決めておくことが重要です。

避難行動要支援者制度とは

→災害時に一人で避難をすることが困難で、安全な場所に移動するために支援が必要な人の情報を集め、平時から避難に協力してくれる組織へ情報を提供する制度です。

個別避難計画とは

→避難行動要支援者を対象に、あらかじめ避難する場所や経路、避難する際に協力してくれる人等について決める計画です。

■ 制度対象者

下記の方が、制度の対象になります。

- (1) 重度要介護認定者 介護保険の要介護認定で、要介護3以上
- (2) 身体障がい者 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が2級以上
- (3) 知的障がい者 療育手帳の交付を受け、障がいの程度が㊤及びA
- (4) 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級
- (5) 難病患者 手帳を所持していないが避難支援を必要とする方
- (6) 75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯である方

■ 記入する際の注意点

- 記入が難しい部分については、わかる範囲で書いていただければ結構です。
- この制度は、避難の支援を行うことを約束するものではありません。また、一緒に避難してくれる方にその責任が生じるものでもありません。

■ 施設に入居している方について

- 特別養護老人ホームなどの施設に、中長期的に入居している方は、余白に「施設入居中」のみご記入していただき、ご回答ください。

■ 代理署名について

- 代理署名できる方
 - ・ 申請者の法定代理人（親権者・後見人）
 - ・ 申請者の配偶者
- 代理署名の記入方法
次の通り記入してください。

署名欄	北本 太郎	北本 花子（母）代筆
-----	-------	------------

ご対象者の方のお名前	代筆した方のお名前
------------	-----------

【お問合せ】

北本市役所

くらし安全課 危機管理・消防防災担当 電話 048-594-5523

ファックス 048-592-5997

高齢介護課 高齢者福祉担当 電話 048-594-5539

障がい福祉課 相談支援担当 電話 048-594-5535

※上記窓口のいずれかにご提出ください。